

重度の障害のある方へ

特別障害者手当などが支給されます

重度の障害のある方で、日常生活において常に特別な介護が必要な方は、認定を受けることにより特別障害者手当などが受給できます。

●特別障害者手当

【対象】 身体または知的・精神に重度の障害※¹があり、日常生活において常時特別な介護が必要な満20歳以上の在宅障害者で、次のいずれかに該当する方

- ① 重度の障害が二つ以上ある（内部障害の重複は一つの障害として扱います）
- ② 重度の障害が一つあり、ほかの障害（身体障害者手帳3級、療育手帳の障害の程度がA、精神障害）が二つ以上ある
- ③ 重度の障害が一つあり、その障害のため日常生活（動作）において常に特別な介護が必要

●障害児福祉手当

【対象】 身体または知的・精神に重度の障害※¹があり、日常生活において常時特別な介護が必要な満20歳未満の在宅障

害児で、次のいずれかに該当する子ども

- ① 重度の障害が一つ以上ある
- ② 知的障害（療育手帳の障害の程度がA）と身体障害（身体障害者手帳2級）の合併障害

●特別児童扶養手当

【対象】 身体または知的・精神に障害があり、次のいずれかに該当する満20歳未満の子どもを家庭で養育している保護者

- 1級に該当する子ども
- ① 身体障害者手帳1・2級または3級の一部※²
- ② 療育手帳の障害の程度がA
- 2級に該当する子ども
- ① 身体障害者手帳3級または4級の一部※³
- ② 療育手帳の障害の程度がB

※¹ 身体障害者手帳1・2級、知的障害者でIQ（知能指数）がおおむね20以下、

重度の精神障害

※² 下肢障害において、両足首から欠くもの

※³ 下肢障害において、一下肢の機能の著しい障害以上

各手当の支給額

手当	支給額（月額）
特別障害者手当	27,350円
障害児福祉手当	14,880円
特別児童扶養手当	1級 52,500円
	2級 34,970円

◎ 手当には支給制限があります
 ・ 本人または配偶者、扶養義務者の所得が一定以上あるとき
 ・ 社会福祉施設に入所しているとき

・ 3カ月以上入院しているとき（特別障害者手当のみ）

◎ 手当の認定については審査があり、該当にならない場合があります

手当によって必要な書類が異なります。詳しくはお問い合わせください。

■ 問い合わせ

福祉課 民生福祉班

☎ 0820 (77) 5505

めざせ！ かしこい消費者

アパート退去時にリフォーム代を請求され、敷金が返ってこない

【相談】

賃貸アパートを退去することになった。きれいに使ってきたつもりだったが、貸主との立ち会いで「敷金はリフォーム代に充てる」と言われ納得できない。

【アドバイス】

原状回復以上の費用を負担する必要はないことを伝え、納得できない請求に対しては、国土交通省のガイドラインを参考に自主交渉するよう助言した。

【ワンポイント講座】

国土交通省の「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」では、通常使用による破損や経年変化は貸主の負担、通常の使用方法では発生しない破損や汚損については借主の負担で修繕するとされています。

入退去時は、できる限り貸主と一緒に部屋の現状を確認しましょう。確認した内容はメモに残したり、修繕が必要と思われる箇所の写真を撮ったりして、証拠となる記録を残すことが大切です。

修繕費用を請求された場合、内容をよく確認し、納得できない点は貸主に十分な説明を求めましょう。

お困りの際は、お近くの柳井地区広域消費生活センターにご相談ください。

ご相談は…

柳井地区広域消費生活センター

☎ 0820 (22) 2125

山口県消費生活センター

☎ 083 (924) 0999